

昭和50年 3月 1日

広報



あいわ

No.135

人口と世帯数
(2月1日現在)

人口	9,432人
男	4,475人
女	4,957人
世帯数	2,427世帯

発行 秋穂町役場

(とじこんで保存しましょう)



ピアノにあわせてみんなのしく (秋穂保育園)

春の心

六日は「啓蟄」。冬眼からさめた虫たちが、やわらいだ土のとびらを押し開いて出てくる日とされています。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。まだ冬の戻りのきびしさもあります。

衣がえにはまだ間がありましょが、どこか一ヶ所ぐらい春の装いといふおしやれをしてみませんか。スカーフやエプロンをもつと明るい色にかえるなど。実用一点ぱりの奥さんも、こういう小さな季節感の表現で家庭のふんいきを変えられることを考えてみてください。主婦は家庭生活のディレクターと心得て、季節感を先取りし、家族を明るく演出する大きな役割も背負っているものと心がけていただきたいものです。

今月の主な記事

- | | |
|-----------|---|
| 身障者など在宅投票 | 2 |
| 納税コーナー | 3 |
| 3月の保健衛生事業 | 4 |
| 郷土小史@ | 5 |
| おかあさんのページ | 6 |

正しい選挙は自分自身の自覚で!!

県議会議員選挙

投票日 4月13日

選挙権行使の五原則

一、あなたが政治の主役です。

他人ませで、政治を汚さない

ようにしましょう。

二、選挙の主役はあなたです。

あなたの権利を正しく使いまし

よう。

三、だれを選ぶかは、まったくあ

なたの自由です。他人の意志に

感わされないようになります。

四、選挙はあなたに代って政治に

昭和49年12月17日までに
秋穂町の住民基本台帳
に記載され引続いて居住
している者は、本町で投
票できます。

今年は統一地方選挙
の年にあたり、四月に
多くの市町村で、長
い選挙あるいは議会議
員の選挙が行なわれ、
本町でも山口県議会議
員一般選挙が4月13日
に行われます。

○県議選挙の選舉資格
者

選挙人名簿は住民基
本台帳に基づいて作成さ
れます。

このたびの県議選挙

では昭和30年4月14日
以前に生まれた人で、

身障者などは在宅投票ができます

身体障害者と戦傷病者に対して
郵便による不在者投票制度（在宅
投票制度）が本年三月一日以後告
示の選挙から実施されます。

この制度は、身体障害者手帳ま
たは戦傷病者手帳を持ち、両下肢
・体幹・心臓・脳臓・呼吸器の障
害が著しい人のうち、自分で書く
一級または三級。

ことのできる人が対象と
なります。制度のあらま
しは次のとおりです。
※対象者は、身体障害者
手帳に両下肢・体幹の障
害が一級または二級・心
臓・脳臓・呼吸器障害が
第三項症の人で、まず町選挙管理
委員会に申請して、郵便投票証明
書（四ヵ年有効）の交付を受けま
す。

※選挙の時にその証明書によつて
選挙管理委員会へ投票用紙の請求
をして（投票日前四日まで）郵便
で投票用紙の交付を受けます。
※投票用紙に自分で記載し郵便で
選挙管理委員会に送付します。
(郵便送付以外は無効になります)
以上のように手続きがやや面倒な
点はありますが、重度の障害者に
選挙権が行使できるよう設けら
れた制度であり、また不正投票を
防止するためのものです。

この制度の対象になると思われ
る方で、郵便による不在者投票を
希望される方は、詳しい手続きに
ついて町選挙管理委員会にお問い合わせください。



お知らせ

たずさわる人を選ぶことです。
あなたの身代にふさわしい代表
を選びましょう。

五、選挙違反は、みんなの良心を
裏切る悪質な犯罪です。このよ
うな犯罪にまきこまれないよう
強い勇気を持ちましょう。

昭和50年

測量士補国家試験

測量士（筆記）

午前10時～午後4時
午後1時30分～午後4時
30分

○試験日 5月25日（日）

測量士補（筆記）

○受験地
「広島」「松江」「福岡」
「大分」等全国24市

○願書受付
2月20日～3月20日
受験願書及び案内書は
山口県土木建築部監理課
にあります。

尚詳しい事は町役場施設課まで
ご連絡下さい。

受験願書及び案内書は
山口県土木建築部監理課
にあります。

第2回 山口県フードサービスデー

記

山口県では価格安定協力運動の一環として、県内の食料品製造業者、卸売店、小売店の協力を得て食料品の一時価格値下げ販売（フードサービス）を実施いたします

一、期間 3月11日（火）～15日
(土) 5日間

二、サービス品目 食油、小麦粉
即席めん、コーヒー、
カレー、ソース、マーガリン、豆腐、ウドン
食パン、冷凍食品及び
その他食料品のうち

郷土を生活といつての場として
よりよい環境とするため、山地、
生活環境をとわざなく県民運動と
して緑化運動がとりくまれます。
最近秋穂町においても松くい虫
の被害が目だら始め、防除がいろ
いろ取りくまれていますが、適切
な方法がみつかっています。こ
のままでは郷土の緑が失なわれる
の

尚、運動期間中「緑のはね募金」
が行われます。趣旨をご理解のう
え、ご協力下さい。

郷土を生活といつての場として
よりよい環境とするため、山地、
生活環境をとわざなく県民運動と
して緑化運動がとりくまれます。
最近秋穂町においても松くい虫
の被害が目だら始め、防除がいろ
いろ取りくまれていますが、適切
な方法がみつかっています。こ
のままでは郷土の緑が失なわれる
の

の

（選管事務局 有線二三六一）

**町民税・県民税申告
所得税確定申告**

は3月15日迄に

昭和50年度

税の豆辞典

ら各店でサービスでき
る品。

期限内に必ず

申告しましょう

昭和50年度分の町民税、県民税の申告、及び昭和49年分の所得税の確定申告と納税は3月15日まで

です。

町民税・県民税の申告は地区別に巡回し相談をお受けしておりますが、所得税の確定申告をされる方は3月4日農協農機具センター階上で申告相談が行われますので、これをご利用下さい。



にご持参願います。

尚、所得税の確定申告書を提出された方は、町民税、県民税の申告の必要はありません。

固定資産課税台帳の縦覧
地方税法第四百五十五条の規定に基づき、昭和50年度固定資産課税台帳を左記により縦覧に供しておりますので、関係者は縦覧されますようお知らせいたします。

確定申告書に添付する書類
確定申告で、所得から控除されるものは、証明書などが必要なことがあります。次のような控除をするときは、忘れずに添付するか、税務署で提示してください。

- 医療費控除—医療費を支払った領収書
- 生命保険料控除—一つの契約について、支払った保険料が年間九千円を超えるものは、その払込証明書
- 損害保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、寄付金控除—それぞれ、支払ったことを証明する書類。また、源泉徴収された所得を申告するときは源泉徴収票が必要です。

年度末資金融資保障実施

一資金用途 「年度末運転資金」
二保証総額 三〇億

三保証限度

- | | | |
|---------------------|---------|-------------|
| (1) 中小企業信用保険対象中小企業 | 五千五〇〇万円 | (組合一億五〇〇万円) |
| (2) 中小企業信用保険非対象中小企業 | 五千万円 | (組合一億円) |

四保証期間 四ヶ月以内

五保証料率 年一、二二%以内
(既保証残高を含め五〇〇万円以内 年一、一五%)

六貸付利率

金融機関所定の率

七返済条件

一括返済または分割返済

八連帯保証人および担保

連帯保証人 原則として二名
担保 必要に応じ徵求

九取扱金融機関 保証協会と約定書を締結している金融機関

十手続手続

- 保証協会所定の手続きによります。
- カナタタイプ表示は「ネンドマツ」と記します
- 取扱期間 昭和五十年二月十日より同年三月三十一日まで

**商店や事業所に働くみなさん!
“共済会へ”加入しませんか**



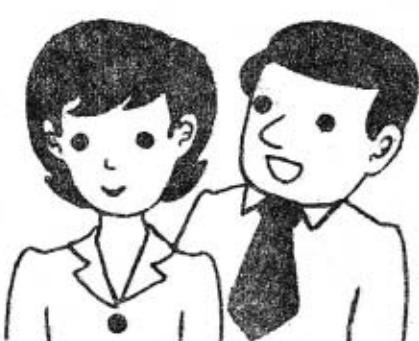
この度町内各事業所に働く従業員のみなさんの福祉増進をはかるために、秋穂町中小企業労働者共済会が発足しました。

「共済会」とは主として死亡、火災等における灾害の場合の共済給付と生活、住宅資金等の融資のあつせんの事業を行います。

「加入できる人」中小企業に働いている十五歳~六十四才までの健康で正常に就業している人

「入会金と会費」入会金として一人二〇〇円。(入会時の会費は半年間で二四〇〇円。)事業所ぐるみで加入する場合月払もできます(月四一〇円)

【会費の納入】会費は加入しよう



「共済給付」会員が普通死亡の場合(廻疾のときも同じ)七〇万円交通事故死亡の場合(廻疾のときも同じ)一七〇万円、住宅災害の場合最高五〇万円の給付がされます。

「融資のあつせん」会員は生活資金五〇万円住宅資金三〇〇万円、宅地取得資金一五〇万円の融資が受けられます。

【加入申込】事業所ぐるみで加入の場合は各事業所を経由の上、町産業課へ、個人加入の場合は直接町産業課で受付ます。三月二十日までに申込のこと。

【加入申込】事業所ぐるみで加入の場合は各事業所を経由の上、町産業課へ、個人加入の場合は直接町産業課で受付ます。三月二十日までに申込のこと。

指導者研修会へ参加!

秋穂町環境衛生連合会

このたび地区の衛生組織活動を進めている関係者が、おたがいに新しい知識をえて平素の活動状況を話しあいながら、今後の明るく健康な社会づくりの糧とするため、1月24日から25日まで二日間萩市において「水質の汚濁」「地区組織活動に望む」「自然保護の意識」を中心テーマに組織指導者研修会がひらかれました。町環連(会長三尾勝次)では、幹事、協力員など11名が参加し、有意義な研修をすることができました。

※参加者
大河内北 浜崎喜四郎
北条 樹田 政江
中道 三尾 勝次
中津江 山下 茂登
加茂 藤田 修三

海岸通	紀 嘉一
祇園町	上村 幸人
官ノ旦	安田 義正
〃	松本 道夫
(宮ノ旦指導地区のため増員)	松本 悟郎



(写真は参加者のみなさん)

3月 保健衛生事業

「病気とは人間が環境に敗れたときの状態である」

ルネ・デュボ氏より

お
知
ら
せ

このたび、山口保健所の協力を得て、結婚してはじめての赤ちゃんを迎える人を対象に、次の日程で、若妻学級をひらくことになりました。

（くわしいことは、保健衛生課へおたづねください）

3月4日（火）

13時～16時
開講式。「良い子を育てる」他

3月11日（火）

9時～12時
「若妻の心がまえ」「調理実習」他

3月18日（火）

9時～12時
「お産の準備と経過」「沐浴実習」他

行 事 名	月 日	曜 日	時 間	場 所	対 象 者
若妻学級	4日	月			
秋穂乳児相談	7日	火			
大海乳児相談	13.00	金			
若妻学級 全右	13.00	水			
13.30 (受付)	13.00	火			
中央 公民館	16.00	水			
大海分館					
その母親					
中央 公民館					
乳幼児と の姉妹					
結婚して はじめての 姉妹					

3月25日（火）

13時～16時
「赤ちゃんの保健について」「妊娠婦体操」他。閉講式。

持参するもの

母子健康手帳（ある人のみ）

筆記用具

調理実習と沐浴実習のときはエ

プロン・体操のときはスラックス

（但し昼休みはのぞく）

◎とき・ところ

4月7日（月） 大海支所
4月8日（火） 町役場

※時間はいつも9時30分より
15時まで

（但し昼休みはのぞく）

▼春の狂犬病予防注射

ならびに畜犬登録の実施！

業場は、規制の対象となつてはい

ないが、条例によりこれらの事業

場に対しても規制のワクを広げる

ことも上乗せ基準の設定に含まれ

ています。

（但し昼休みはのぞく）

●料

登録料

計

800500300 円 円 円

※ 当日は印かんを持参してください



郷土小史

(18)

秋穂浦と祇園社

(1)

防長地名勘定に「秋穂浦と称す」は秋穂湾東部山寄りの地なれど耕地の大部分を占める黒湯開作は元禄元年の拓地であるから、それ以前は屋戸、中野、天田、惣在所にわたって湾入しておったから、これらの地方をみな秋穂浦と總称して居つた。大内氏の頃、豊後の内氏と交通する海陸両道があり陸路は赤間関を経、海路はこの浦からで、注進案に秋穂浦辺に丸山と称する一丘あり、その中央をうがちて道となし」とい、その丸山の「切貫」は今も昔のままに残り、この道を上使道といつた。

陶晴賢の返還により大内義隆が深川の大寧寺で自害し果てたあと晴賢は義隆の姉の子で大友宗麟の弟にある大友晴英を迎えて大内氏の故地をつがせた。晴英は天文二一(一五五二)年三月、大友の兵をつれてこの秋穂浦に上陸、山口に入り、大内三二代義長となるところが弘治元(一五五五)年

一〇月に安芸の毛利氏は嚴島に陶晴賢を討ち、翌年山口の高嶺城に毛利氏は秋穂浦のうち六〇石を井原彈正に給している。その地所は丸山、上崎、五軒町、東本町両側江畑村であったという。

そのあと間もない寛永年中の春頃に、関東の海辺に蝦夷の酋長共數千の船で襲来して來たので、幕府は大いに驚き、海辺の諸侯に命じて江戸に出陣させた。井原氏もび白松の沿海に大友勢の來援に備えたのである。

このため、目的を果すことができず、長府の勝山城で翌三年四月自害し、ここに大内氏は亡び毛利氏の代となる。ゆかりの地である次に大友氏に寄寓していた大友義興の弟高弘の子、輝弘が大内氏の再興をはかり、大友氏の助けをうけ数千の大軍を率いて、豊後からこそ秋穂浦に上陸した永禄一二(一五六九)年の事件については既にこの小史でも述べた。

次に秋穂浦の地名を秋穂湾全地帶をさしたものとして、文禄元年(一五九二)豊臣秀吉が朝鮮征伐をした際に、防長四ヶ浦代官大島仁右エ門が軍夫を募り、秋穂浦から壮士者三百余人に対し一人を割当て徵集したといい、この時は室の下、屋戸村、花香村までの本郷側で七名、二島側南村などで四名、そのうち六人が死に、五人が生き帰つたとい。秋穂浦旧記に残り、船藏の家号は小林家につなわっている。

井原氏は姓は藤原、鎌足の後裔で安芸国高田郡井原村の領主であつた。毛利氏が従い防長に移つて安芸の高田郡井原村の領主であつた。毛利氏の子で、一門につくたのが五軒町で、秋穂浦古絵図には浦西不残、髪解橋、西村まで井原大学領に組み入れられ、更に宝永七(一七一〇)年には開作費を石州で負債して潮入開作を作りこれを押領している。(浦旧記)

寛保二(一七四二)年には髪解橋のたもと、伊勢屋という商人の誕生して居り、商人町となつたことがわかる。

このように井原氏は慶応二(一八六六)年までの二十四年間四郎左エ門までこの秋穂浦を領有してしまつた。(秋穂浦旧記)

天保の頃の風土記にこの秋穂浦について御高札場一ヶ所あり一里塚も形ばかり存して居たと記録されているがそれがどの位置か、今はわからない。その頃の秋穂浦の地に足を運ぶことも少くなつたことがその記からわかる。

井原氏は帰國して領内江の川尻に船藏を設け、これに軍船を收めに船藏を新築させた。ところがその後も追々諸道具も売られた結果、地所も耕地化してしまつたの

で、嘉永年中になって井原領主は船藏の形跡のないことをとがめ、その近傍に修築させたので、その跡は永く存じていた。(秋穂浦旧記)

船藏の小地名は祇園町墓場近くに残り、船藏の家号は小林家につなわっている。

井原氏は姓は藤原、鎌足の後裔で安芸国高田郡井原村の領主であつた。毛利氏の子で、一門につくたのが五軒町で、秋穂浦古絵図には浦西不残、髪解橋、西村まで井原大学領に組み入れられ、更に宝永七(一七一〇)年には開作費を石州で負債して潮入開作を作りこれを押領している。(浦旧記)

寛保二(一七四二)年には髪解橋のたもと、伊勢屋という商人の誕生して居り、商人町となつたことがわかる。

このように井原氏は慶応二(一八六六)年までの二十四年間四郎左エ門までこの秋穂浦を領有してしまつた。(秋穂浦旧記)

天保の頃の風土記にこの秋穂浦について御高札場一ヶ所あり一里塚も形ばかり存して居たと記録されているがそれがどの位置か、今はわからない。その頃の秋穂浦の地に足を運ぶことも少くなつたことがその記からわかる。

井原氏の地方知行地はこの秋穂浦のほか、熊毛・三輪村、先大津・日置村で、毛利氏の側近として

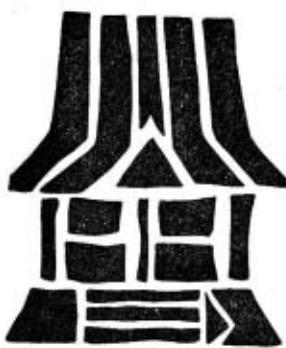
この秋穂浦の、狭くても要衝の地の監視役をしながら土地の開作について御高札場一ヶ所あり一里塚も形ばかり存して居たと記録されているがそれがどの位置か、今はわからない。その頃の秋穂浦の地に足を運ぶことも少くなつたことがその記からわかる。

井原氏の船頭や船子等になって、他所にかせぎに出る者も多く、女は島作りや塙浜のかせぎ、夕間雨間の織いつむぎ、更衣の調度などして廻船の出入りには、はしり茶などといつて女共集り、ちようくしく語らい合つて風俗も他村と変つたところがあつた。

その当時の浦の小地名は上崎、五軒町、東北戸町、東浜町、橋本の頃に中津江浜の塙田ができ、廻船業が次第に盛んになり、この浦が一段と賑やかになって行く。

この小地名のうち、最も早くできたのが五軒町で、秋穂浦古絵図に「五軒町」と記されてゐる。この浦の町あたり大部分が入海で、善城寺下、下村の畠田、大坪につづく南の高台に、片道ぞいに五軒町があつた。北に祇園社、南に加茂社、その間が遠浅の海に面かれている。

田中 権記



(社会教育指導員
田中 権記)

あかさん のページ



品質表示 八

電気機械器具の品質表示

⑤ 電気掃除機

- ◇品名および形名①と同じ
- ◇吸込仕事率、真空度および風量はこりを吸いこむ能力を示す目安となるものです。
- ◇コードの長さ
- ◇重量付属品を含めた重さで、コードの長さとともに、掃除の際の移動性のよしを示すものです。
- ◇使用上の注意①と同じ
- ラベルは、金属板、合成樹脂板などに印刷したもので、その面積は四十センチ平方メートル以上であればどんな形でも差しつかえありません。また、貼る場所は冷蔵庫本体の見やすい所(前面、上面または内面)にきめられます。
- ◇品名および形名①と同じ
- ◇用途による種類寝具の中へ入れるものか(あんかまたは就寝用こたつ)、置きこたつ、切りコードに取り付けてよいことに
- ◇品名および形名①と同じ
- ◇首振り角度首振り動作のできこたつもしくは掘りこたつ、ま

- ◇冷却機の冷却方式圧縮式(モーター式)か吸収式(加熱式)を表示します。
- ◇冷却機の霜取り方式および霜取り操作方法霜の取り方として強制的に加熱により行うか(強制式)自然の温度上昇を待つて行うか(自然式)を表示します。また、霜取りのために使用者が操作を必要とするかどうかを、開始および終了のそれぞれについて表示します。
- ◇有効内容量冷蔵スペースとして実際に使える部分の広さを示します。
- ◇外形寸法配置場所に合った冷蔵庫を見つけるのに役立つよう冷蔵庫の幅、奥行、高さを示します。
- ◇コードの長さ
- ◇ラベルは、金属板、合成樹脂板などに印刷したもので、その面積は四十センチ平方メートル以上であればどんな形でも差しつかえありません。また、貼る場所は冷蔵庫本体の見やすい所(前面、上面または内面)にきめられています。
- ◇品名および形名①と同じ
- ◇羽根の大きさ扇風機の形的な大きさを示すものです。
- ◇品名および形名①と同じ
- ◇風速および風量最高速度で回転させたときの風の速さと風の羅を示すもので、羽根の大きさが同じサイズならば、これらの値の大きいものが運転性能の良い品といえます。

- ◇品名および形名①と同じ
- ◇首振り角度首振り動作のできこたつもしくは掘りこたつ、ま

品名および形名	A B-C型
羽根の大きさ(直径)	15cm
風量	8m³毎分
排気量	5m³毎分
シャツターの開閉	手動式
使用上の注意	
1. あまりよろこないように(台所で使用する場合に、できるだけ3ヶ月ごとに)掃除するここと、2. 掃除の際に、電動機、スイッチ、コンデンサー等の電気部品は水に浸さないことです。3. 羽根等の合成樹脂部分および塗装面の掃除にはシンナー、ベンジン、灯油、ベンゾール等を使用しないこと。	
表示者 ○○電気株式会社	

換気扇の例



角度をすべて(調節できるもの)はそれぞれの角度を表示することになります。

○ラベルは金属板、合成樹脂板などに印刷したもので、その面積が二〇センチ平方メートル以上であれば、どのような形でも差しつかえありません。また見やすい箇所に貼りつけることができないときは、コードに取り付けてもよいことになっています。

- ◇品名および形名①と同じ
- ◇冷却機の冷却方式圧縮式(モーター式)か吸収式(加熱式)を表示します。
- ◇温度調節の方式使用者が温度調節できるかどうかを示すもので、調節できるものを可変式、できないものを固定式と表示することになっています。(いずれの場合も温度調節は行っています)
- ◇防水性JISの浸水試験に合格したもののみ、防水形と表示します。
- ◇使用上の注意火傷や火災を避けるために必要な注意書きを表示することになっています。
- ◇品名および形名
- ◇羽根の大きさ
- ◇シャツターの操作方法
- ◇風量
- ◇使用上の注意

- ◇品名および形名
- ◇羽根の大きさ
- ◇シャツターの操作方法
- ◇風量
- ◇使用上の注意

山口県消費生活モニター募集

昭和50年度の山口県消費生活モニターを次のとおり募集しています。

応募される方は、役場企画室に申込用紙がありますので、期限内に手続きしてください。

- (1) 募集人員
- (2) 申込受付期限 昭和50年3月10日
- (3) 消費生活モニターの仕事
- (4) 任期 昭和50年4月から51年3月まで
- (5) 協力
- (6) 町の消費者行政への協力
- (7) ○○研修会への出席
- (8) 苦情や意見の提出
- (9) 手当・その他 謝金 年額七、二〇〇円のほか、県の行う研修会参加経費が支給されます。

お知らせ